

様式例 13 指定管理者制度活用事業 総括評価シート

指定管理者制度活用事業 総括評価シート

評価年月日: 令和4年8月17日

評価者: 健康福祉局指定管理者選定評価委員会

1. 業務概要

施設名	川崎市特別養護老人ホームしゅくがわら
指定期間	平成28年4月1日 ~ 令和6年3月31日
業務の概要	・常時介護を必要とし、家族等の生活環境により、自宅で生活することが困難な寝たきりや認知症の方に対して介護を行う施設(対象:原則要介護3以上、要介護1・2は特列入居あり)
指定管理者	名称: 社会福祉法人鈴保福祉会 代表者: 理事長 鈴木 錠 住所: 麻生区上麻生5-19-10 電話: 044-987-0021
所管課	健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課(内線: 32424)

2. 「評価の視点」に基づく事業期間全体の評価

	評価項目	事業実施状況等
1	市民や利用者に必要な量及び質のサービスを提供できたか。	事業期間全体を通して施設における「入居者ファースト」という考え方は、軸がブレることはなく、その点を強化してくるとともに、この間の介護サービス改革の流れに沿った入居者個々の「暮らし」に焦点を当てサポートしてきている。 近隣の幼稚園、小・中・高等学校等や地域との交流に積極的に取り組むことで、多くのボランティアを確保し、効率的かつ効果的な施設運営を行っている。
2	当初の事業目的を達成することができたか。	介護を必要とする方々に、分け隔てなく援助の手を差し伸べ、心豊かな人生を送っていただくためのお手伝いをするという理念を踏襲し、アンケートを通して入居者等のことを理解したうえでケアプラン作成や諸活動に反映するなど、日々の職務の中で事業期間全体を通してその実現に邁進することができている。
3	特に安全・安心の面で問題はなかったか。	事故予防・事故対応についてはマニュアルや体制が整備されている。感染症対策についても予防策の周知と徹底、またスタンダードプリコーション(標準予防策)の重要性を職員全体に再確認させ啓蒙に努めている。 コンプライアンスの遵守についても、職員に周知徹底するよう努めている。 災害対策も、多摩川の決壊を想定して「避難確保計画」の策定と避難訓練の実施を継続的に行っている。
4	更なるサービス向上のために、どういった課題や改善策があるか。	質の高いサービスを効果的に提供するためには、介護・看護職員の確保と定着が重要である。その点では離職率が低く定着が上手くいっている。また、地域における高齢者福祉を支える重要拠点として、介護の専門職としての知識や技術のレベルアップを図っている。居宅介護支援については、管理者として必要とされる主任介護支援専門員の配置が見込めず実施していないが、業務を再開すべく、職員の補充に努めている。

3. これまでの事業に対する検証

	検証項目	検証結果
1	所管課による適切なマネジメントは行われたか。	四半期毎に施設において実施のセルフモニタリング結果を受け、その都度評価を行い、適正な施設運営水準の維持、継続に努めている。 また、四半期毎にかかわらず、施設運営状況等について、指定管理者と密に連絡を取り合い、施設運営に支障をきたすことがないように、その都度、指定管理者と協議を行いながら、迅速な対応に努めている。
2	制度活用による効果はあったか。	(サービスの向上等) ・特別養護老人ホームは、市内に57施設整備(令和4年4月1日現在)しており、施設の運営形態については、民設民営が55施設、公設民営(指定管理施設)が2施設となっている。 ・民設民営の施設と同様に、指定管理施設についても指定管理料は計上せず、介護保険制度における介護報酬及び入居者等の負担により施設運営がなされている。 ・当初から入居者等の個々のニーズを具体的に汲み取り、きめの細かいモニタリングを心掛け、入居者等の希望に沿ったサービスを提供できるように努めている。 ・平成27年4月の制度改正により、入居対象が原則要介護3以上に限定(但し、要介護1・2については特例で入居可能)されたことから、自宅での生活が困難な中重度の要介護高齢者を支える施設としての機能に重点化を図ってきている。
3	当該事業について、業務範囲・実施方法、経費等で見直すべき点はないか	研修等の実施により職員のスキルアップにつながり、定着、加算の取得、サービスの質の向上へとつながっている。 特別養護老人ホームについては、介護保険制度による介護報酬及び入居者負担により施設運営がなされている。今後も引き続き、要介護の中重度の方の「住まい」として機能していくことが求められている。 また、施設及び設備において経年劣化が顕著に現れており、長寿命化も考慮した修繕等の対応が必要であったため、令和3年度に市負担金を活用し、法人発注による施設修繕や備品購入・設置を実施した。

		<p>なお、現在実施していない居宅介護支援については、人材確保に向けた取り組みを注視していくこととする。</p>
4	指定管理者制度以外の制度を活用する余地はないか	<p>市内に複数ある指定管理者制度による特別養護老人ホームの運営形態については、【川崎市高齢者・障害児者福祉施設再編整備基本計画・第1次実施計画】に基づき、指定管理者制度による運営を令和2年度末までとし、令和3年度から民間による運営に移行していくこととしていた。</p> <p>当該施設についても、令和3年度からの譲渡民設化を目指し募集を行ってきたが、令和2年2月から5月までの公募に応じる法人がなかった。</p> <p>その後、現指定管理者と民設化に係る諸条件について、理解が得られるよう説明を続けてきたが、譲渡民設化に向けた了承が得られなかった。</p> <p>しかし、現指定管理者と調整を続けてきた結果、指定期間の変更(3年間の延長)について、了承が得られたことから、指定期間の延長を行った。</p> <p>なお、令和6年度以降についても、当初予定していた方向性と同様に、譲渡による民設化を図るため、令和4年度中の移管先運営法人の公募実施に向けて調整を続ける。</p>

4. 今後の事業運営方針について

特別養護老人ホームについては、介護保険制度による介護報酬及び利用者負担により施設運営がなされており、また、平成27年4月の介護保険制度の改正により、要介護3以上の中重度の方の「住まい」としての機能が求められている。

当該施設については、川崎市高齢者・障害児者福祉施設再編整備計画の検証結果に基づき、令和6年度からの譲渡による民設化を図ることとして、引き続き調整を進める。